

邁進

社報タイトル「邁進」は社内で掲げる2019年の標語です。



発行責任者 / 小林 政 氏

発行日 / 2019年12月1日

● 経営コンサルテンツ
● 相 続
● 会 計

KOBAYASHI GORDDO

小林合同会計

代表社員 小林 政 氏 税理士 山 野 基 尚
代表社員 小林 政 仁 税理士 須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <http://www.kg-tax.jp>

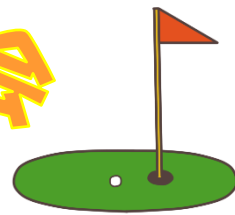
1月の税務

- **本年最初の給与支払日の前日（申告期限）**
 1. 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先…給与の支払者（所轄税務署長）
- **1月10日（申告期限）**
 2. 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）
- **1月31日（申告期限）**
 3. 支払調書の提出
 4. 源泉徴収票の交付
交付先…①所轄税務署長 ②受給者
 5. 固定資産税の償却資産に関する申告
 6. 11月決算法人の確定申告
＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
 7. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
＜消費税・地方消費税＞
 8. 5月決算法人の中間申告
＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
 9. 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告
＜消費税・地方消費税＞
 10. 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）
＜消費税・地方消費税＞
 11. 給与支払報告書の提出
 - (1) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (2) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
- **1月中において市町村の条例で定める日**
 12. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）



第17回親睦ゴルフ大会

In 栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部



第17回 親睦ゴルフ大会を令和元年11月12日火曜日、栃木県栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部にて開催いたしました。

昨年同様、天気にも恵まれ、多くの皆様のご参加により盛況の内に無事終了致しました。



参加者の皆様には朝早くからお越しいただき、丘陵地を巡るコースでインコース、アウトコース合わせて16組61名による、熱戦が繰り広げられました。

プレー後にはパーティーを催し、表彰式を行いました。業種の垣根を超えて親睦の輪を広げる場となりました。



優勝
(株)ジーエー建築設計社
瀬間波流素様



2位
メットライフ生命保険
廣瀬浩二様



3位
不二産業(株)
湯田修二様



所長賞
(有)森本建装
森本喬様

次回開催日は令和2年11月11日となっております。
親睦ゴルフ大会への更なるご参加を職員一同心よりお待ちしております。